

条例制定後、長野県が取り組む施策（案）

付属資料 1

基本的 施策	分類	具体的な施策	措置内容の例
全般	全般	1 自転車利用を楽しむ心の創造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車県“長野県”としてのPR</li> <li>・ 市町村・関係団体等との連携体制の構築、強化のための組織設置</li> </ul>
① 自転車の 利用 促進	I 自転車を利用した健康増進・自転車の利用による環境負荷の低減	1 自転車による健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常生活における利活用推進（通勤・通学、買い物、近距離移動）</li> <li>・ 余暇活動での利活用促進（サイクリング・ツーリング等）（健康増進効果の周知、普及啓発）</li> </ul>
		2 環境負荷の低い交通手段への転換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通勤や短距離移動における自転車利用の促進（優良事例の紹介等）</li> <li>・ 自転車利用促進に取り組む事業者への評価充実</li> </ul>
	II 自転車を活用した観光振興	1 サイクルツーリズムの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 官民連携によるサイクルツーリズム推進のための組織の立ち上げ</li> <li>・ 専用ウェブサイトの構築、展開（県内サイクルイベントの一覧化やお勧めコースの紹介など）</li> </ul>
		2 サービス産業の多様化・高付加価値化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域型DMO等による旅行商品化</li> <li>・ サイクリストにやさしい宿泊、飲食などの施設の整備促進</li> <li>・ サイクルガイドの育成や手荷物配送などサービスの充実促進</li> <li>・ サイクルトレインの運行やレンタルサイクルの利用促進</li> </ul>
	III 自転車を利用するための環境整備	1 自転車の通行空間の計画的な整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の自転車道の整備と広報による利用促進</li> <li>・ 広域的なモデルルートの整備（路面表示、案内標識）</li> <li>・ 生活道路の安全対策としての自転車通行空間の路面表示や通過車両対策</li> </ul>
		2 サイクルポートの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道の駅のサイクルステーション化（サイクルラックや組み立てスペースの整備）</li> </ul>
3 シェアサイクルの充実		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シェアサイクル事業者の参入を促すための、ポート設置等に対する支援</li> </ul>	
② 安全 安心 ・ 適 正 利 用	IV 自転車の利用に関する交通安全教育の推進	1 交通安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ライフステージに応じた交通安全教育の実施 家庭：保護者による監護する未成年への教育 学校：児童等への安全教育 事業所：従業員に対する教育</li> </ul>
		2 広報・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヘルメット着用の重要性の周知、着用促進</li> </ul>
		3 安全性の高い自転車の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車販売店との協働による広報</li> </ul>
		4 違法駐車取締り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車通行空間（レーン）への違法駐車車両取締り</li> </ul>
		5 自転車損害賠償保険加入の重要性等の周知、県と関係団体等が連携した加入しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険会社と連携した自転車損害賠償保険加入の明確化</li> <li>・ 保険会社によるレンタルサイクル事業者を対象にした新たな保険商品の開発</li> </ul>